

第一次大戦期、北京政府の産業行政と調査審議機関 ——経済調査会と戦後経済調査会の設立——

金子肇

はじめに

一九一七年八月、北京政府において産業行政を主管する農商部は「経済調査会」という調査審議機関を設立した。また、約一年半後の一九一九年一月には國務院に「戦後經濟調査会」という機関が設置された。この二つの機関の目的は、第一次大戦間及び大戦後の国際環境の変動を睨んで、国内或いは海外の経済状況を調査し、調査審議結果を戦中・戦後の通商産業政策の形成に寄与せしめんとするところにあつた。

ところで、この経済調査会と戦後経済調査会は、先行する日本の政策に倣つて設立されたものと考えてほぼ間違いない。一九一六年四月、日本政府はやはり戦中・戦後の世界秩序の変動に対応すべく、「経済調査会」という名の調査審議機関を発足させていたのである。日本の経済調査会については、すでに『第一次大戦期通商・産業政策資料集』全五巻（柏書房、一九八七年）によつてその全貌を知ることが可能であり、また同資料集の編者である原田三喜雄氏らによつて詳細な分析も進められている。⁽¹⁾しかしながら、中国政府が日本とほぼ同じ時期に同じ目的の調

査審議機関を設立していた事実は、管見の限り、これまでの中国近代史研究において全く顧みられることがなかつた。それは、何よりも北京政府を「軍閥政府」と捉え、その主体的な政策努力を軽視する従来の歴史観に起因していたといえるが、より直接的には、当時の新聞・公報類を精査しない限り二つの調査審議機関の存在を知ることはから難しい、という圧倒的な史料の不足によるところが大きい。

今日、外政については川島真氏の著作、内政については野澤豊・渡辺惇・味岡徹各氏や筆者などの実証研究が蓄積されつつあるものの⁽²⁾、北京政府の主体的な政策努力を軽視する傾向は完全に払拭されたわけではない。もちろん、北京政府に限界があつたことは否定できないが、それは政策主体として北京政府が抱えていた特質や、外政・内政を制約する政治的・社会的な条件と構造を検証するなかで問われるべきだろう。本稿は、以上の点を念頭に置きながら、冒頭に示した経済調査会と戦後経済調査会という二つの調査審議機関を素材として、北京政府産業行政の実態に迫ろうとする試みである。北京政府の産業行政については、先に触れた野沢・渡辺両氏の研究のように袁世凱政権期に注目が集まっているが、袁政権以降になると筆者の旧稿がある程度で、依然として本格的な研究は少ないようと思われる。その点でも、第一次大戦期に存在した二つの調査審議機関を考察することは、北京政府研究に新たな知見をもたらすことになるだろう。

では、なぜ二つの調査審議機関に注目するのか。第一次大戦による世界情勢の変化は、各国に世界経済の再編成に対応した通商産業政策の策定を促さずにはおかなかつた。その必要性は、大戦中に資本主義の「黄金時代」を体験し国民経済の形成に踏み出し始めた中国にとって、とりわけ切実だつたというべきだろう。その意味で、経済調

査会と戦後経済調査会の設立は、世界経済再編への対応という要請に対し、北京政府が主体的・積極的な姿勢をもつて臨んだことを示していた。それでは、この二つの調査審議機関はそうした要請に応えうる実体を備えていたのだろうか。この点を検証することは、先に述べた北京政府の政策主体としての特質や、それを制約する条件と構造を明らかにすることに繋がっていく。事実、本稿が示すように、二つの機関の活動には北京政府の産業行政実施主体としての特質——それを限界と読み替えることも可能である——が様々な形で刻印され、しかもその特質（限界）は産業行政の中央・地方的連携という問題とも密接に関わっていた。中央・地方関係の問題は、筆者が幾つかの別稿で明らかにした通り、北京政府の政策主体としての限界を考える上で核心的な位置を占めている。⁽⁴⁾ 史料の乏しさにもかかわらず、本稿が経済調査会と戦後経済調査会に注目する理由はここにある。

以下、産業行政における中央・地方的連携の問題が顕著に現れた経済調査会を分析の中心に据え、それと対比する形で戦後経済調査会にも言及し、所期の目的に迫っていきたい。

一 経済調査会の設立と活動

（1）設立

北京政府農商部が経済調査会を設立する契機となつたのは、一九一七年八月一四日のドイツ・オーストリアに対する宣戰布告である。段祺瑞内閣下の農商部は、参戦後の一八日、各省の商会と海外の中華総商会に打電し、①この「工商界發展の時期」に農商部は發展計画について各地の商会と誠意をもつて討議したいと願つていること、②

戦時においてヨーロッパの連合国が必要とする製品を国内外の商会が相互に連携して調査し、積極的な輸出の振興を図らねばならないこと、③戦後に需要が見込まれる輸出品についても事前に調査を開始し、海外の情勢については農商部が各国に駐在する領事等を通じて情報を提供すること、等々を通達した。この電文は、「挙国一致して経済競争の潮流に対応し将来の坐困を免れん」とする認識に裏打ちされていたが、経済調査会の設立も、まさにそうした認識を政策の上で具体化したものだった。また、同会の設置と並行して、農商総長張国淦は、同じ八月に直属機関として各省に設置される実業庁の設立につき国務会議（閣議）の承認をとりつけ、さらに専門的人材の登用を含む部内の人員整理も実行していた。⁽⁶⁾つまり、参戦を契機に農商部は積極的に世界経済の再編に対応し、部内の政策形成能力の向上を図ろうとしていたのである。

経済調査会は、一九一七年八月二〇日に発会式を挙行した。⁽⁷⁾一六日に公布された「農商部経済調査会章程」によると、会の主旨は「全国の経済実況を調査し、並びに戦時・戦後に実施すべき経済上の措置を企画する」ことにあつた。調査会の会員は、農商総長が農商部から選抜する「経済の学識と経験に富んだ」官僚と、同じく農商総長が招聘する名誉会員（定員なし）とよつて構成され、会長はこれらの会員中から選ばれる。また、会内には四つの「股」（部会）——総務を担当する第一股（会計、文書の収発保存、各國経済情報の翻訳、議案の記録等）、農林漁牧業担当の第二股（綿業、蚕業、林業等の農水畜産業）、商工業を担当する第三股（工業、金融、運輸、内外貿易、関係税制等）、鉱業担当の第四股——が設置され、実施する調査については、その内容が北京政府の関係部局、或いは各省の省長公署等に關わる場合は、会長が農商総長と協議し農商部から協力を依頼していくこととされた。⁽⁸⁾このように、経済調

査会はあくまで農商部単独の調査審議機関であり、必要に応じて関係各部ないし各省政府との協力も考慮されたが、日本のように政府全体の緊密な連絡の下に組織された機関ではなかつた。

会長に推薦されたのは魏宸組である。フランス留学の経験をもつ彼は、經濟調査会の会長に就任するまでに、南京臨時政府の外交次長、北京政府國務院秘書長や駐オランダ公使等を歴任している。その後も駐ベルギー・駐ドイツ公使等を歴任し、ベルサイユ講和會議においては中国全権団の一員となつてゐるよう、主に外交畠で活躍した人物であつた。⁽⁹⁾ 農商総長に招聘された名譽会員については、魏宸組を除いて確實な史料がない。しかし、張国淦は經濟調査会の成立前から蘇錫岱（南京總商會会長）、虞洽卿（上海總商會）、卞蔭庭（天津總商會会長）、呂達先（漢口總商會・全國商會聯合會會長）、楊木森（高陽商會・全國商會聯合會副會長）、陳陞（北京總商會会長）ら全國財界の要人多数を招聘していたようである。⁽¹⁰⁾ 彼らが実際に調査会に参与したか否かは疑わしいものの、農商部が日本と同じく全國財界の実力者を結集しようとしていたことは確かであろう。

ところで、会長となつた魏宸組は発会式において挨拶し、「わが國は戊戌以来新政を講じて二〇年になろうとするが、成果があつたなどということは全くできない。その重要な原因は、あらゆる事業がみな平時において確實な調査をすることもなく慌ただしく開始され、いい加減でやがては消滅してしまつたからだ」と述べ、經濟調査会の活動方針については、「先ず農商部のこれまでの調査を整理し、新たな調査内容と相互斟酌して事実の真相を追求する。次いで東西各国の最近の經濟關係書報類を購取し、或いは別途手段を講じて他国の歐戰以後の經濟状況を求しわが國と比較する」という抱負を披露した。⁽¹¹⁾ ここからも窺えるように、經濟調査会の活動の力点は、先ず經濟

状況の実態を調査することにあつた。これは、日本の経済調査会が、当初から官民双方の豊富な調査に基づいて提出された施策提案を審議していったのとは明らかに異なつてゐる。この違いは、それまで北京政府の情報収集・調查努力が極めて不十分であつたことを反映する事実と見てよいだらう。⁽¹²⁾

(2) 活動

一九一七年八月一六日の「農商部経済調査会章程」の公布を受けて、一八日には農商部の官僚が経済調査会の四つの股（部会）に総計二五名ほど配属された。⁽¹³⁾ この後、恐らく彼らが中心となつて、以下に紹介する「調査規則」・「会議規則」や調査事業の項目を示した「調査細目」など、同会の運営や調査の指針に關わる文書が作成されていつたものと思われる。

九月一四日に公布された「会議規則」の規定によれば、経済調査会の会議は全体会議と各股会議とに分かれ、絏常全体会議は毎月一日に、臨時全体会議は必要に応じて隨時召集されることになつてゐた。その間に産業各部門を担当する各股会議が開かれるはずであり、全体会議は各股の調査審議結果や意見を定期的に集約する役割を担つていたのだろう。一方、「調査規則」では、国内各省区の経済調査は各省区の「主管公署」に、国外の調査は駐外各公使を通じて各領事に依頼することが規定されている。国内の調査については「章程」にも規定されていたが、この「調査規則」から、経済調査会が在外公館を通じて海外各国の経済通商情報も収集しようとしていたことが確認できる。また、内外の調査結果に基づいて各股或いは各会員が作成した政策の実施計画は、全体会議の議決を経て

農商総長が採択施行することになつていた。⁽¹⁴⁾

経済調査会が決定した「調査細目」は、各股の担当内容に対応して非常に細かく項目が設定され、そのため『政府公報』の第六八〇号（一九一七年一二月七日）から第七〇〇号（一二月二九日）まで二一回に分けて掲載されたほど膨大な分量に達していた。ここでは第二股が担当する蚕糸業類を事例に、その一端を示しておこう。蚕糸業類の調査内容は、先ず生糸・繭・蚕種・桑・蚕糸業政策の六大項目に分類されている。生糸については、①中国蚕糸の生産地と生産額、②中国生糸の種類と価格、③中国蚕糸の販路の動向、④輸出糸の種類と販売並びに製糸業の状況、⑤製糸工場の釜数と設立年、⑥各製糸工場の生産額と使用器械、⑦生糸の販売輸送と金融、⑧糸税国家収入と税制の改良点、の中項目に分かれ、③については国内（一般絹織物原料としての消費額）と国外（各國生糸の特性と中国系の販路への影響、生糸消費国における他国系の消費額、産糸国の年間生産量と供給額、世界の生糸供給量と産糸国輸出額の増減等々）の各小項目に細分される。同様に、繭は八、蚕種は七、桑は六の中項目に分かれ、最後の蚕糸業政策については、①世界各国の政策、②世界蚕糸業の趨勢と中国蚕糸業の救済策という二つの中項目からなり、後者はさらに国内外の政策的対応、直接・間接の保護政策、等々の小項目が設定されている。

このように微に入り細を穿った調査項目が、第一股は一般的な生産・分配・交易・消費・経済政策の各類、第二股は蚕糸・茶・棉・糖・食糧・豆・麻・煙草・墾務・林業・牧畜・水産等の各類、第三股は紡績・化学・飲食・機械・電気等の各種工業類、及び国内外貿易・金融・保険等の各種商業類、第四股が石炭・鉄・金・銅・銀等の鉱物資源類に渡つて網羅させていたのである。

一九一七年一一月三〇日、農商總長の張國淦は、各省の省長及び綏遠・察哈爾・熱河各区都統と駐外各國公使に「調査細目」を送付して協力を要請するとともに、各省實業廳長に対しても各省において調査活動の主体となる「經濟調查分會」の組織を、駐外各領事に対しては詳細な調査の実施を訓令した。⁽¹⁵⁾ また、各省の商會と海外の中華總商會にも公函を送り、「本部の提唱下に商會の協力支援があれば、事業は銳意進展し必ずや速やかに成果を收めることができる」と述べて、調査事業に対する積極的な協力を求めていた。⁽¹⁶⁾ ここで先ず注目すべきなのは、各省の實業廳に設立を命じた經濟調查分會であろう。張國淦は、各省区の省長・都統にも同分會の設立を要請していたが、それは實業廳が未設の省区においては彼らに依存せざるを得なかつたからであり、基本方針はあくまで實業廳が分會の調査活動を統括することにあつた。以上の点を踏まえるなら、經濟調查會の調査活動は、農商部の直屬機關として各省に設立された實業廳と各地商會の組織的なネットワークに依拠して、実施することが目指されていたものと推測できる。

周知のように、中華民國は、辛亥革命で清朝から独立した各省軍政府の連合体として出発せざるを得なかつたが、袁世凱の死後、各省政府の中央政府に対する自立性はより顯著となつていて、こうした中央・地方間の關係は、当然、經濟調查會の全国的な調査事業の展開にとって大きな障害となるはずだつた。農商部が、同部に直属する各省實業廳に經濟調查分會を設置するよう訓令したのは、こうした局面を開拓しようとするためだつたのである。ただし、別稿で示したように、中央政府において實業廳の設立が決定された後も、省長・督軍の多くは同府の設置に反発してその設立をサボタージュしていたから、⁽¹⁸⁾ 張國淦の要請と訓令とによって經濟調查分會が各省遍く設立された

と考えるのは早計である。事実、彼の要請と訓令が発せられてから半年余りがたつた一九一八年夏の時点においても、中央政府に經濟調査分会の設立を報告してきたのは、京兆・湖北・山西・河南（以上、一七年一二月成立）、陝西・安徽・奉天・吉林・江蘇（以上、一八年一月成立）、浙江・山東・新疆（同年三月成立）、綏遠・甘肅（同年四月成立）の一四省区に止まっていた。⁽¹⁹⁾

ところで、各省に設置された經濟調査分会の実態を知ることのできる史料は極めて乏しい。以下では、若干の史料が確認できる江蘇省の分会について紹介しておこう。同分会は、一九一八年一月一五日に實業庁長の張軼歐を会長として設置された。「江蘇分会章程」によると、主旨は「本省の經濟実況を調査し、並びに戰時・戰後に實施すべき經濟上の措置を企画する」とあるように、調査対象を江蘇省に限定しているほかは中央の經濟調査会と同じである。会の構成は、①会員（定員なし。實業庁職員の兼任、加えて省長公署より派遣された經濟學識経験の豊富な者）、②名譽会員（定員なし。会長が省長の指示を受けて招聘）からなり、部会は三股編成で鉱業を担当する第四股が設置されていないが、残り三股の業務担当内容は中央の調査会と同じである。名譽会員には、上海總商會と同県商會の指導的メンバーである朱佩珍・沈聯芳・顧履桂・虞治卿・閔漢章・穆湘瑤・姚曾綬・宋宗敬等々、計一三名が招聘されている。また、このほかに省議会や農会の經濟學識経験者も選定されていたようである。⁽²⁰⁾

『時報』は江蘇分会が作成した「調査細目」を掲載しているが、中央の經濟調査会が作成したものと項目の分類がほぼ同一であり、江蘇分会の細目は「總会の調査細目に依拠した」とも報道されているから、中央の「調査細目」がほぼそのまま使用されたのであろう。会長の張軼歐は、江蘇省のなかでも「上海一埠の經濟調査は全國經濟（調

査) の鑄型 (原文は型体) たるもの」 (括弧内は引用者の補足と註) という認識から、上海の調査をとりわけ重視していたようである。上海財界の有力メンバー多数が江蘇分会の名誉会員として招聘されたのも、彼のこうした認識に基づいていたと考えられる。⁽²¹⁾ 一方、商会サイドも、上海総商会が会員・会友に対して積極的な協力を通告していたよう、経済調査会の調査事業に関与していく姿勢を示していた。⁽²²⁾

一九一八年四月以降、江蘇分会の調査活動は本格化し、判明する限りで上海・揚州・鎮江・南通・海門・崇明・川沙をはじめ、江北地方の徐・淮・海各属各县に調査員を派遣して調査に当たっている。調査員は、もっぱら分会員を兼務する実業庁の科員が担当したようである。実業庁の上海県知事宛訓令によると、各県には「調査細目と各種表式」が送付される場合と、「表式」を携えた調査員が派遣され「特別調査」を行う場合とがあつた。周知のように、農商部の「農商統計表」は調査票を調査対象機関等に送付する自記式の調査に基づいていた。これに対して、調査分会の調査は、自記式の調査に調査員派遣による実地調査も加味させていたのである。実地調査は、上述した「調査細目」に従つて行われたはずだが、各県の失業者の多寡、大戦の勃発が輸出品に与えた影響、或いは物価の変動状況などにも留意して、調査分野は極めて多岐に及んだ。⁽²³⁾ 実業庁によって一九年に刊行された『江蘇省紡織業状況』は、そうした調査事業成果の一端であつた。⁽²⁴⁾

以上に紹介してきたように、経済調査会の江蘇分会は実業庁の官僚を主体としながら、地方財界の有力者を名譽会員として組み込みつつ、商会の協力を得ることによつて調査事業を進めていこうとした。もちろん、農商部は通常の産業行政に関することならば、省長公署や各県知事公署という旧来の行政系統を通じて、県市郷にまで指示・

指導を下達することも可能であった。例えば、この時期において、農商部が農産物種子の調査を江蘇省に通達した際には、〈農商部→実業庁→各県知事公署→各市郷農会〉という伝達系統が、同じくアメリカ棉の栽培奨励を通達した際には、〈農商部→実業庁→各県知事公署→各市郷董事〉という系統が機能していた。⁽²⁵⁾しかし、ことが調査事業となると、省長公署や県知事公署といった旧来の行政系統に依拠するだけでは不十分さを免れなかつたようである。例えば上海総商会は、農商部の訓令を受けた実業庁から上海の紡織工業調査の取りまとめを依頼され、各紡織企業に経済調査会が作成した「調査表」を送付し協力を要請している。実業庁は、その他の県については各県知事に調査を依頼していたが、上海は省内の紡織企業の大半が集中し外資企業も多いため県知事では調査に限界があると判断して、総商会に調査の代行と結果の取りまとめを依頼したのである。⁽²⁶⁾同じ時期、農商部は「農商統計表」作成に向けた経済情報の収集にも着手していた。一九一八年一月に公布された農商統計調査に関する各種規則では、県知事が調査に当たつて各市郷董事・商会・農会等を利用することになつていたが、農商部はこれとは別に各地の商会に対して訓令を発し、そこでも「各県行政官」では統計の処理手続に限界があると指摘して、商会が県知事とよく協力し調査を実施するよう指示している。⁽²⁷⁾

すでに別稿で明らかにしておいたように、各省人民政府が推進する産業行政はともすれば中央政府との有機的な連携を欠き、⁽²⁹⁾県知事の放縱かつ怠慢な行政は極めて深刻であったから、⁽³⁰⁾調査事業のように上からの指示のみならず下からの応答が必須となつてくる場合、従来の省長公署や県知事公署という行政系統を利用するだけでは自ずと限界があつたのである。経済調査会の調査事業——とりわけ、商工業・金融関係の情報収集——において、〈農商部・經

済調査会→実業庁・経済調査分会→商会〉という系統は、それだけに重要な意義が付与されていたといつてよい。また、商会との提携とその活用は、江蘇分会が自記式の調査と並行して調査員による実地調査を実施したことと相まって、従来の農商統計調査より調査の精度を向上させる点でも意味があつたと思われる。江蘇省の実業庁が、上海総商会に協力を要請した紡織業調査の結果を、上記『江蘇省紡織業状況』として発刊することができたのは、以上の意味において示唆的である。

二 経済調査会の活動停滞

以上のように、江蘇省については経済調査分会の設立経緯を確認することができ、かなりの実体を伴つた調査活動を展開していたことが判明する。けれども、先に示したように調査分会が設立されたのは江蘇省を含めて一四省区に止まっていた。そうした事情は、各省の調査結果を集約し、戦中・戦後の通商産業政策を立案していくべき農商部と調査会中央の活動を制約せざるにはおかなかつたはずである。前節では経済調査会の設立当初、即ち一九一七年から一八年にかけての活動を比較的詳しく述べた。以下では、農商部の官報である『農商公報』に一九一八年八月から一年間に渡つて添付された『経済調査会月刊』と、一九一九年一二月に経済調査会自身が発刊した『経済彙刊』、そして一九二〇年三月一五日付け『申報』に掲載された調査会に関する記事などを総合し、一八年以降における活動内容の片鱗を示しておくことにしたい。⁽³¹⁾

『農商公報』の各期に付された『経済調査会月刊』の内容は、建議・報告・著訳・文牘からなつていたが、建議

案としては、第一次大戦への参戦を機に関税率の修改を諸外国に働きかけ保護関税の実施を目指す案など、戦中・戦後の国内商工業保護政策に関する計五件の意見書が掲載されている。⁽³²⁾これらの意見書の提出者のうち、梁孝肅は經濟調査会の会員、錢穎孫は農商部僉事・第一農事試験場場長、漆運鈞は經濟調査会会員・農商部僉事上任事主事であつたことが判明する。また、著訳には日本の金融・財政学者堀江帰一の論文が「今後經濟界之變化及日本之對華經濟政策」と題して翻訳され、農商部と經濟調査会が戦中・戦後における日本の対中政策の動向に注目していたことを窺わせる。⁽³³⁾このほか、文牘には駐フランス公使胡惟徳から寄せられた同国戦時下の運輸・通貨・食糧事情に関する情報も掲載されていた。⁽³⁴⁾

一方、『經濟彙刊』第一期の内容は、文牘・調査・著訳・附録に分かれている。調査報告として掲載されているのは、江蘇省棉業・上海紡織業・上海金融機関（以上、經濟調査会江蘇分会）、吉林經濟狀況（同吉林分会）、營口食糧輸出（營口總商會）、上海・漢口・天津等の物産（湯一鶴）、北京ガラス商工業（漆運鈞）等々に関する国内の各調査と、福建省長公署が送ってきたジャワ島糖業調査の報告である（括弧内は調査担当者を示す）。また著訳の建議項目には、①産業組合制度の制定と提倡とによって産業発展を図る建議案（劉文嘉）、②信用制度の充実によって国内金融の活性化と産業の振興を図る建議案（梁孝肅）、それに③通商條約修改に関する意見書一件（同上）と④戦後の商業整頓策に関する意見書二件（朝鮮總領事富士英、釜山領事柯鴻烈）⁽³⁵⁾が掲載されている。調査報告を提出した湯一鶴と漆運鈞、建議案を作成した劉文嘉と梁孝肅は、何れも『經濟彙刊』の編集業務を担当していた人物だが、このうち先に紹介した漆運鈞と梁孝肅がそうであつたように、残りの二人も經濟調査会の会員ないし農商部官僚であつたと考

えてよいだらう。⁽³⁷⁾

上記『申報』の記事は、経済調査会の「会員のなかで計画方案を提出した者はとても多かった」と指摘しているが、『経済調査会月刊』と『経済彙刊』で見ることのできる建議案は、各股會議や全体会議に提出された審議案件の一端を示すものであろう。また、『経済彙刊』に江蘇分会だけでなく吉林分会の調査報告が掲載されていることは、前節で紹介した江蘇省以外にも、農商部の指示に応えていこうとする実業庁・経済調査分会が存在したことを見窺わせる。さらに、駐仏公使から情報が寄せられていたこと、そして商業整頓に関する二件の意見書が朝鮮総領事と釜山領事の提出したものであったことは、在外公館に対する農商部の協力要請がそれなりに機能していたことを示唆する。しかしながら、それらは一部の断片的な事実に過ぎなかつた。総体的に眺めるならば、各省の実業庁・経済調査分会による調査事業は極めて不十分な状態のまま滯り、各地商会や在外公館との連携も農商部の思惑通りには進んでいなかつたのである。

一九一八年一二月一九日、農商部は各省の省長及び各都統・京兆尹に対し、未だに経済調査分会を組織していない省区があることを指摘しつつ、同時に「すでに分会を組織した省区でも調査報告については依然として乏しい限り」と実情を訴え、実業庁に「調査細目」に即した調査結果を一ヶ月以内に報告させるよう要請している。⁽³⁸⁾また、各省の実業庁長に対しても、「なかには実地に調査し省長を通じて報告してきた実業庁もあるが、その数は多くなく、また調査を継続実施できていない」と難詰し、調査結果を速やかに報告するよう訓令している。⁽³⁹⁾さらに、第一次大戦の終結から半年を過ぎた翌一九年五月になると、農商部は「先に決定していた細目表式の条項は煩雜であり、

調査にはなお時日を要する。ヨーロッパの戦争が終わりを告げた今、迅速に全国の経済及び重要産業の状況を熟察して施策の準備としなければならない」という見地から、調査の対象を九種類の農産物（米・麦・豆・棉・麻・生糸・茶・煙草・甘蔗）の耕作・製造加工・販売及び輸出入の状況に縮小し、各省の実業庁と海關監督にその旨を通達した⁽⁴⁰⁾。この時期になると、さすがに農商部も、膨大な分量の「調査細目」に即して短期間に調査を実施することは到底無理であると判断せざるを得なかつたのである。

しかしながら、以上のような農商部のたび重なる督促と調査内容の圧縮にもかかわらず、状況は一九一九年八月になつても全く改善の兆しを見せなかつた。その時点では農商部に調査報告を送つてきていたのは、江蘇・吉林・山西各省の実業庁と福建・綏遠両省の省長・都統だけであり、しかも江蘇省実業庁が送付した報告書は各県の経済調査など計八冊からなる詳細なものであつたが、他の省区の報告書は土地・食糧など断片的な調査結果を一冊にまとめたものに過ぎなかつたのである。⁽⁴¹⁾このため、農商部は上記五省区の実業庁と省長・都統に調査の継続を訓令・懇請するとともに、一九一七年一月の「調査細目」の送付以来、全く調査報告書を送つてこない各省区に対しても、改めて早急な調査の実施を求めなければならなかつた。⁽⁴²⁾

以上の点は、国内外の各地商会と在外公館についても同様であった。やはり一九一九年八月時点において、不完全ながら「調査細目」に基づく調査結果を農商部に報告してきた商会は、国内では保定・長春・南京・南昌・營口・京師・安東・景德鎮等の商会、海外ではビルマ（現ミャンマー）・ポンチアナク（インドネシア）などの商会に過ぎなかつた⁽⁴³⁾。各地商会のなかには、農商部に直接調査結果を報告しなくとも、前節で言及した上海総商会のように実業

序・経済調査分会の調査事業に協力した商会も存在しただろうが、それにしても国内外商会の協力ぶりが農商部の期待から程遠かつたことは間違いない。他方、駐外各領事についても、一九年八月までに調査報告と意見書を提出してきたのは鎮南浦・釜山・朝鮮・ウラジオストック、調査報告を送付してきたのはスラバヤ・オーストラリア・新義州・元山・キューバ・ジャワ等の総領事・領事に過ぎなかつた。この結果には農商部も不満だつたようで、全く情報を提供しようとしてないその他の駐外各領事に対して、「調査細目」に基づいた詳細な報告と意見書の提出を厳しく訓令している。⁽⁴⁴⁾

一方、北京中央の経済調査会自体に眼を転じても、同会が成立した一九一七年八月から二〇年三月までに、魏宸組以後四名の会長が次々と交替していることから見て、活動が順調に進展していたとは考えにくい。さらに経費の面でも、当初は農商部から月一四〇〇～一五〇〇元程度が支給されたに過ぎなかつたが、張国淦の後を受けて農商総長に就任した田文烈が会員数をいたずらに水増しし、そこに書記・録事など職員数の増加が加わつて毎月の経費が五〇〇〇元にまで膨張したため、二〇年三月頃までは人件費の工面にさえ汲々とする状態となつていて、経済調査会の会員は月々の会議数が数回に過ぎず、その上一〇〇元の給与が毎月支給されるため、各部の僉事・薦任官(相当)や主事(委任官相当)よりも実利のあるポストだつたといわれる。⁽⁴⁵⁾恐らく、田文烈が随意に会員を水増ししていつたのも、そこに起因する情実人事の結果だつたと思われる。何れにせよ、会員の任命・招聘に際して経済的学識や経験を重視し財界有力者との提携に留意するという当初の方針は、こうした状況のなかで次第に希薄化せざるを得なかつたと推測される。したがつて、先に紹介したような建議案が提出されたとしても、経済調査会の調査審

議が、農商部の政策形成にどれだけ貢献できたか甚だ疑わしい。そこに各省における調査の遅延、商会や在外公館との連携の不十分さが加わって、活動の停滞は決定的となつていたのである。

三 戦後経済調査会の設立

このように農商部経済調査会の活動が沈滯に向かつて了一九一八年一二月末、國務院＝錢能訓内閣によつて召集され、翌一九年一月二〇日に正式成立したのが戦後経済調査会であつた。⁽⁴⁶⁾ 同会の設立については、すでに一八年一月末には錢能訓が大總統徐世昌に提案し裁可を得ていて、いかにも唐突の感を免れず、錢の大總統宛呈文においても一九年一月の発会式で錢が演説した設立宣言においても、農商部の経済調査会については全く触れられていない。⁽⁴⁷⁾ また、新聞報道などその他の史料による限り、農商部と緊密に連携して計画・実施された形跡を窺うことでもできない。つまり、同会は経済調査会の活動停滞を開拓しその任務を発展的に継承するため設立されたのではなく、國務院の独自の判断によつて別途企画されたという性格が濃厚である。

戦後経済調査会の「暫行辦事規則」⁽⁴⁸⁾によると、会の目的は「経済状況を調査し国内実業を振興する」ことにあり、具体的な職務としては、第一次大戦後の国内経済——金融（幣制・銀行・公債・外国資本）、実業（農林商工各業・国際貿易・移民）、国内経済及び産業政策に影響を及ぼす関税政策——に関する調査に加えて、戦後国際経済（各国の金融・産業状況）の調査が規定されている。会の委員長は國務総理の兼任で、副委員長は大總統が国内実業界の有力者から選び、委員及び専任委員（会に常駐し委員長と協議しつつ会務を主宰する）・名誉委員（調査協力の責を有す）は経

済学識経験者から大總統或いは政府が招聘し定員はなかつた。

注目されるのは、大總統ないし國務院各部の諮問に対しても戦後經濟調査会は隨時答申し、同会の議決案件は政府に建議し採択施行を求める記されていることである。國務院は、西南諸省の督軍・省長に調査への協力を要請した電文のなかで、今回の試みは日本の經濟調査会の設立を意識したものであると明言していたが、上に示した戦後經濟調査会の権能からも、当時の錢能訓内閣が、日本の「經濟調査会官制」を参考にしていたことが窺える。⁽⁴⁹⁾ 同会は、國務總理が委員長を兼務する國務院の直轄機関であり、その調査審議結果は國務院全体の意志として政策に反映されていくはずであった。戦後經濟調査会は、北京政府全体としての取り組みという点で日本の經濟調査会の性格により近く、その限りにおいては農商部の付属機間に過ぎない經濟調査会より、政策の立案・確定に向けた機能性を有していたといえるだろう。

また、戦後經濟調査会の「暫行辦事規則」には、必要に応じて特派委員を各国へ実地調査に派遣することなど、經濟調査会の「章程」にはない規定もあった。⁽⁵⁰⁾ しかし、一九一九年二月に駐外各公使や各省督軍・省長に調査協力を要請した電文を見る限り、それはかつて張国淦が「調査細目」を送付して行つた協力要請と重複するものでしかない。また江蘇省では、省長の訓令を受けた美業庁が、上海總商會に戦後經濟調査会の調査への協力を促しているが、これとて農商部が經濟調査会の調査につき同会に依頼済みのことであった。⁽⁵¹⁾ 一九年二月末の第一回全体会議において、戦後經濟調査会の秘書長郭則漥は、「本会の職責は戦後世界經濟の全體を調査することにあり、農商部の經濟調査会がその一部分のみを調査しようとするのとは異なつてゐる」と述べている。⁽⁵²⁾ だが、ここまで紹介してきた

両調査会の内容を踏まえるなら、この発言は牽強付会の誹りを免れないだろう。

要するに、同一任務をもつた調査審議機関が同一政府内で並立し、しかも別個に重複した調査活動を行うという事態が出来たのである。日本においても、経済調査会の会期中に農商務省が臨時産業調査局を設置していた。しかし、それは農商務大臣が経済調査会に出席して両機関の相互関係について理解を求め、互いの協力を要請した上でのことであつて⁽⁵³⁾、北京政府の場合とは余りに対照的である。

その上、戦後經濟調査会の活動は、農商部經濟調査会と比べても見劣りがするものだった。同会は、國務總理錢能訓と孫寶琦がそれぞれ正副委員長に就任して活動を開始した⁽⁵⁴⁾。孫寶琦は、北京政府の外交總長・代理國務總理・財政總長等々の要職を歴任してきた官僚だが、一九一六年には漢治萍公司の董事長を務めたことがあった。それが、国内実業界の有力者から抜擢されるはずの副委員長に彼が選ばれた理由であったのかもしれない。しかし、実際に参与したか否かは疑わしいものの、財界の要人多数を名譽会員に招聘した農商部經濟調査会に比べると、財界と提携を図ろうとする姿勢にいささか欠ける人選であつたことは否めない。しかも、一九年三月以降になつて漸く公布された戦後經濟調査会の正式な章程では、三月一日の専任委員会議の決定を受けて、国内実業界から副委員長を選ぶという条項さえも削除されていた⁽⁵⁵⁾。

確かに、一九一九年二月から戦後經濟調査会が經濟調査局（後出）に改組される二〇年二月までの一年間に専任委員会議が七七回も開かれていること、委員による調査出張や調査報告も幾つか確認できることから判断すれば、同会の活動はそれなりに順調であつたように見える。⁽⁵⁶⁾ だが、その一方で、定員のなかつた専任委員・委員・名譽委

員が、一九一九年八月に新聞報道された時点で総計三〇〇余名にまで膨れあがっていた点は注意を要する。成立直後の一九年一月に公表された名簿によれば各委員の合計は約一六〇名であったから、委員数がどんどん水増しされていつた様子が窺える。⁽⁵⁷⁾ また、一月下旬の発会式に出席した委員は一四〇～一五〇名であつたから、出席者数はまだしも当時の委員総数に見合つていたが、その後月に一回開かれる全体会議は「欠席者が甚だ多い」という有り様だった。これらの原因は、経済学識経験者という条件を度外視して、委員の大部分に旧国会の議員が充当されていたことと無関係ではなかつた。委員には、月三〇〇元（常駐が義務づけられた専任委員は二月にはさらに一〇〇元のボーナス）の俸給が支払われていたが、会議欠席者が余りに多いため、錢能訓の後を受けた國務總理龔心湛は、会議に委員本人が出席した場合に限り俸給を支払うという方法に改め、その結果、毎月の必要経費は一〇万元から五万元に半減したという。つまり、戦後經濟調査会は、新国会の成立によつて失職した旧国會議員への公職提供と生活保障の場、という様相を呈していたのである。⁽⁵⁸⁾

同会は、一九一九年八月になつて毎月の会合を股会と全体会の二回に増やし、内部の組織編成を実業、交通、財政、閥税、金融、國際貿易・僑民、各国實業、各国財政・金融の八股（部会）に再編した。しかしながら、各股への委員の配属は各委員の志願に委ねられたように、こうした取り組みは必ずしも組織的・系統的な活動の活性化を保証するものとはいえなかつた。⁽⁵⁹⁾ 戦後經濟調査会は、二〇年二月になると「國務總理に直隸し国内外經濟状況の調査と研究を掌理する」經濟調査局に改組され、總裁に孫寶琦、副總裁に郭則灝と王迺斌が任命された。しかし、その後の活動は新聞の報道からも消え去り廃止された時期さえ不詳である。⁽⁶⁰⁾

一方、経費不足で手詰まり状態にあつた農商部経済調査会は、一九二〇年三月には、農商部の負担を軽減するため経済調査局への編入が会内で主張され、また「産業調査会」に改名し活動範囲を縮小することも検討されていたが、これまたその後の状況は不明である。⁽⁶¹⁾ 経済調査会も、そして恐らく各省の分会も、経済調査局と同様、組織的に自然消滅していくたと考へて大過あるまい。

おわりに

第一次大戦間・大戦後の通商産業政策形成に寄与するはずだった北京政府の調査審議機関は、経済調査会が各分会の調査活動において一定の成果を収めたほか、これといった成績を残すことなく消滅していった。大戦後世界経済の再編に積極的に参入しようとした北京政府を制約したのは、本稿の考察による限り、以下のような政策主体としての特質（限界）であつたといえるだろう。

第一は、農商部の経済調査会と無関係に国务院が戦後経済調査会を設立したように、政府内部での連携・協力態勢がほとんど欠如していたことである。日本の経済調査会は、大蔵・農商務・外務・通信・海軍各省及び鉄道院等から、次官・局長・書記官級の官僚多数が会議に委員や幹事の肩書きで参加していた。⁽⁶²⁾ しかし、中国の経済調査会にせよ戦後経済調査会にせよ、外交・財政・交通部など関係各部局と一致協力して調査審議活動を行つた形跡を史料の上で確認することはできず、少なくともそうした協力関係が希薄であったことは否めない。また、政府部内において調査審議から政策立案に向けた凝集力や目的意識が弱かつたことは、専門的な学識・経験が重視される構成

メンバーの内実が次第に形骸化していつたり、人選に当たつて旧国會議員の扶養といういびつな目的が付隨したことにも現れていた。

第二に指摘すべきなのは、調査審議の実施上の問題である。経済調査会が各省の省長公署・実業厅や在外各公館に送付した「調査細目」は、確認しておいたように網羅的かつ膨大なものであった。それは、確かに農商部の意気込みを示すものではあつたが、反面において、農商部が戦中・戦後經營における課題の所在を、明確な見通しをもつて十分に絞り込んでいなかつたことの反映でもあつた。この点は、日本の経済調査会が大戦後ににおける戦後經營の方策を一四の案件に絞つて集中的に調査審議したことと著しい対照をなしていた。⁽⁶³⁾ そもそも、膨大な分量の「調査細目」に即して調査を実施していくことは、多大な困難と時間を伴わずにおかなかつたはずであり、その成果を政策形成に向け集約していくこと自体が並大抵のことではなかつたと思われる。

第三は、本稿の冒頭でも強調しておいた中央・地方間の政治構造上の問題である。実業厅と経済調査分会の設置が全国的に進展しなかつたのは、本来、国家の「地方行政機関」たるべき省政府が強度の自立性をもつて各地に君臨し、中央政府である北京政府に統治権が一元化していないという構造に起因していた。産業行政の集権化は、すでに清末「新政」期から商部によつて模索されてきたが、清朝は割拠的に展開する各省の産業行政をついに制御することができなかつた。⁽⁶⁴⁾ 清朝が滅び中華民国が成立した後も、産業行政をめぐる多元的・分散的な状況は、上述のような中央・地方間政治構造の下で強固に持続していたのである。したがつて、経済調査会の事業が困難なものになることは、中央と地方とを有機的に結びつける産業行政系統の不備によつて、当初から運命づけられていたとい

うべきかもしない。その意味で、農商部が各地商会の協力に期待をかけようとしたのも、こうした事情がしからしめた当然の選択だつたのである。

註

(1) 日本の経済調査会は、一九一六年四月に当時の太隈重信内閣の下で発足した。「経済調査会官制」によると、同

会は「内閣総理大臣ノ監督ニ属シ歐州戦争ニ伴ヒ施設スヘキ経済上必要ナル事項ヲ調査審議ス」るものとされ、「関係各大臣ノ諮詢ニ応シ意見ヲ開申ス」とともに「関係各大臣ニ建議スル」ことができた。会長には総理大臣、副会长には大蔵大臣と農商務大臣が就任し、委員は「当時の内閣・政府の大臣・次官・局長・書記官・貴族院ならびに衆議院の議員、当時の代表的な銀行・会社の役員、商業会議所会頭などの財界人、大学教授などの学識経験者など」からなり、「当時のわが国の官民上げての協力ぶり」「政府官僚と独占的ブルジョアジーの緊密な提携ぶり」を示すものだつたという。詳しくは、原田三喜雄「聯合国経済会議と経済調査会」(同編『第一次大戦期通商・産業政策資料集』第一巻、柏書房、一九八七年、所収)、同『近代日本と経済発展政策』(東洋経済新報社、二〇〇〇年)第三章・第四

章を参照。本稿では北京政府下の調査審議機関の特質を際立たせるため、必要に応じて日本の経済調査会についても言及する。

(2) 川島真『中国近代外交の形成』(名古屋大学出版会、二〇〇四年)、野澤豊「民国初期、袁世凱政権の経済政策と張謇」(『近きに在り』第五号、一九八四年)、渡辺惇「袁世凱政権の財政経済政策」(同上、第一一号、一九八七年)、味岡徹「袁世凱政府の財政破綻と兌換停止令」(増淵龍夫先生退官記念論集刊行会編『中国史における社会と民衆』汲古書院、一九八三年、所収)、拙稿「袁世凱政権の地方財政機構改革」(『歴史学研究』第七二三号、一九九九年)、同「一九二〇年代前半、北京政府の『地方自治』政策と省自治風潮」(横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』溪水社、一九九二年、所収)など。

(3) 拙稿「近代中国の地方産業行政機構と専門的人材」(『アジア経済』第三五卷七号、一九九四年)。

(4) 拙稿「袁世凱政権における国家統一の模索と諮詢機関

- (5) 「申報」一九一七年八月二十四日「農商部討論宣戰後実業」。
- (6) 以上の点について、詳しく述べ前掲の拙稿「近代中国の地方産業行政機構と専門的人材」を参照のこと。
- (7) 「申報」一九一七年八月二十五日「農商部經濟調査会之開幕」。
- (8) 「農商部令第一三七号／農商部經濟調査会章程」(『政府公報』第五七一号、一九一七年八月一八日)。
- (9) 徐友春主編『民國人物大辭典』(河北人民出版社、一九九一年)一六一頁、郭卿友主編『中華民國時期軍政職官誌』上(甘肅人民出版社、一九九〇年)一〇〇～〇六頁。
- (10) 「時報」一九一七年八月二三日「記農商部經濟調査会」。
- (11) 「時報」一九一七年八月二十五日「農商部經濟調査会開会紀事」。
- (12) 前掲、原田『近代日本と經濟發展政策』第四章。これに對して、明治以来の日本が、精力的に各國駐在領事等の調査網を通じて通商情報の收集に取り組んでいたことはよく知られている(角山栄編著『日本領事報告の研究』同文館、一九八六年、及び同『通商國家』日本の情報戦略』日本放送出版協会、一九八八年)。
- (13) 「農商部令第一三九号」(『政府公報』第五七四号、一九一七年八月二日)。
- (14) 「農商部令第一六一号」(『政府公報』第六〇〇号、一九一七年九月一六日)。
- (15) 「農商部各省長京兆尹請設立經濟調査分會並咨送調查細目文」(『農商部咨綏遠察哈爾熱河都統咨送經濟調查目請從速設立經濟調查分會文』)「農商部咨駐外各公使咨送經濟調查細目請遴派專員切實調查文」(『政府公報』第六八〇号、一九一七年一二月七日)。
- (16) 「農商部訓令第五五二号／令各省寒業府長」(同第五五三号／令駐外各領事)(『政府公報』第六八〇号)。
- (17) 「農商部致各省商會及海外中華商會函」(『政府公報』第六八〇号)。
- (18) 前掲、拙稿「近代中国の地方産業行政機構と専門的人材」を参照のこと。
- (19) 「各省區呈報經濟調查分會成立日期一覽表」(『經濟調查月刊』—『農商公報』第五〇期、一九一八年九月一五日、附錄)。
- (20) 「申報」一九一八年四月一六日「經濟調查分會之名譽

会員」。

(21) 「時報」一九一八年四月一七日「江蘇經濟調査分會之概況」。

(22) 「申報」一九一八年二月五日「經濟調查會成立後之進行」。

(23) 「時報」一九一八年四月一七日「經濟分會派員調查」、五月一四日「揚州通信／實業調查員蒞揚」、一〇月一八日「南京快信」、「申報」六月二八日「鎮江／府委來查實業」、七月八日「經濟調查員過滬」等。

(24) 「申報」一九一九年八月一日「實業廳刊行紡織業狀況」。『江蘇省紡織業狀況』は、日本でも東洋文庫等の機関で閲覧することができる。

(25) 「申報」一九一八年二月二八日「農事試驗場徵求籽種」、五月一七日「縣署轉令市經董勸種美棉」。

(26) 「申報」一九一八年三月三日「利用振興棉業之時期」。

(27) 「農商部令第九號」(『政府公報』第七二二号、一九一八年二月二十四日)。

(28) 「農商部訓令第二二二二号／令京師總商會等」(『政府公報』第七八六号、一九一八年四月一日)。

(29) 前掲、拙稿「近代中國の地方産業行政機構と専門的人材」、及び同「中華民国期の地方実業経費と殖産興業」

(『史學研究』第一〇二号、一九九三年)。

(30) 拙稿「袁世凱政權の県知事任用改革とその余波」(近きに在りて) 第三九号、二〇〇一年)。

(31) 『經濟調查會月刊』が付録として添付された「農商公報」は、第四九期(一九一八年八月一五日)から第六〇期(一九一九年七月一五日)まで。また、『經濟彙刊』第一期は一九一九年二月一日の刊行、『申報』一九二〇年三月十五日の記事名は「農部經濟調查會近況」である。

(32) 意見書の提出者とタイトル、及び意見書が収録された『經濟調查會月刊』を添付する『農商公報』の号数は以下の通り。梁孝肅「對於修改關稅宜採保護政策意見書」(第四九期・第五〇期、一九一八年八月一五日・九月一五日)、韓安「保護工商業計画意見書」(第五一期・第五二期、一〇月一五日・一一月一五日)、「戰時保護工商業意見書」(第五三期、一二月一五日)、錢穀孫「對於工商業一部分之保護政策意見書」(第五四期、一九一九年一月一五日)、漆運鈞「保護工商業意見書」(同上)。

(33) 「呈大總統第三號／給与職員獎章呈請飭局備案」(『農商公報』第五五期、一九一九年二月一五日)を参照のこと。僉事・主事の地位と職掌については、錢寅甫『北洋政府時期的政治制度』(中華書局、一九八四年)上卷九二頁を参考。

照されたい。

(34) 「農商公報」第四九期・第五〇期附録の『經濟調查會月刊』を参照。

(35) 「農商公報」第四九期附録の『經濟調查會月刊』を参考。

(36) 「經濟彙刊」第一期の調査及び著訳を参照。

(37) 「派湯一鵬為經濟彙刊主任謝恩隆等會同辦理由」「派梁孝肅等為經濟彙刊編輯員由」(『經濟彙刊』第一期、文牘部令)。

(38) 「農商部咨各省長各都統京兆尹請從速調查經濟狀況隨時咨報文」(『政府公報』第一〇四四号、一九一八年一二月二十四日)。

(39) 「農商部訓令第一〇七九号／令各省實業廳長」(『政府公報』第一〇四四号)。

(40) 「令各省實業廳及閩監督改訂調查簡表分發各處限期填報由附表七種」(『經濟彙刊』第一期、文牘訓令)。

(41) 「令江蘇山西吉林實業廳長催令遵照調查細目及各項表式從速完全補報由」(『經濟彙刊』第一期、文牘訓令)、「咨江蘇福建山西吉林綏遠各省公署請飭屬遵照調查細目及各項表式從速調查完全補報迅賜彙転由」(同上、文牘咨)。

(42) 「令各省實業廳催令遵照調查細目及各項表式飭員趕速

查報勿再延宕并即呈復由」(『經濟彙刊』第一期、文牘訓令)、

「咨京兆尹各省長各都統請催飭所屬遵照前發調查細目及各項表式趕速詳細具報由」(同上、文牘咨)。

(43) 「令各省總商會華僑總商會催飭遵照調查細目及各項表式從速查報及廣統補送勿再延宕由」(『經濟彙刊』第一期、文牘訓令)。

(44) 「令駐外各領事飭照前發調查細目及各項表式就駐在國所有者分別從速查報並附陳意見由」(『經濟彙刊』第一期、文牘訓令)。

(45) 前掲「農部經濟調查會近況」。

(46) 「申報」一九一九年一月三日「戰後經濟調查會開会」、一月二十四日「戰後經濟調查會開會」。

(47) 「國務總理呈大總統為擬設戰後經濟調查會酌訂暫行辦事規則請予核定施行文」(錢委員長能訓開成立會宣言)、(中華民國國務院印行「戰後經濟調查會第一次報告書」一九一九年、呈文、宣言)。

(48) 以下、戰後經濟調查會の「暫行辦事規則」については、前掲「戰後經濟調查會開會」(一九一九年一月三日付け)を参照のこと。

(49) 「致廣東廣西四川雲南各督軍省長分任調查報告電」(前掲「戰後經濟調查會第一次報告書」文牘上)、「申報」一九

一九年二月二一日「戦後経済調査会之進行」。

(50) 前掲「戦後経済調査会開会」(一九一九年一月三日付け)及び「紀戦後経済調査会近況」。

(51) 『申報』一九一九年三月一三日「調査戦後経済之公函」、前掲「戦後経済調査会之進行」。

(52) 『申報』一九一九年三月一日「戦後経済調査会開会記」。

(53) 前掲、原田「聯合国経済会議と経済調査会」。

(54) 周学熙も副委員長に選任されているが、孫宝琦と異なり全体会議・専任委員会議を全く主宰していないことから、

彼は戦後経済調査会には実質的にコミットしていなかったと思われる(前掲「戦後経済調査会第一次報告書」議事録、職員表)。

(55) 前掲「民国人物大辞典」七九六頁、前掲「戦後経済調査会第一次報告書」規則、議事録。

(56) 前掲「戦後経済調査会第一次報告書」議事録、及び中華民国國務院印行「戦後経済調査会第四次報告書」一九二〇年、調査、文牘、議事録。

(57) 『申報』一九一九年一月一〇日「経済調査会之人材」、八月一五日「紀戦後経済調査会近況」。

(58) 前掲「戦後経済調査会開会」(一九一九年一月二十四日付け)及び「紀戦後経済調査会近況」。

(59) 前掲「紀戦後経済調査会近況」。

(60) 「教令第五号／経済調査局暫行条例」(『政府公報』第一四五〇号、一九二〇年二月二七日)、『申報』一九二〇年二月二九日「経済調査会改局之経過」、前掲『中華民国時期軍政官誌』上七五頁。

(61) 前掲「農部経済調査会近況」。

(62) 前掲、原田「近代日本と経済発展政策」第四章。

(63) 日本の経済調査会は、一九一七年一月の調査会廃止に至る約一年九ヵ月の間、総会四回、連合部会二三回、特別委員会一八八回、講演及び報告会一〇回、合計二三五回の会合を開き、貿易一、租税二、交通四、金融一、産業六の計一四の案件を議決した(前掲、原田「近代日本と経済発展政策」第四章)。

(64) 曾田三郎「清末の産業行政をめぐる分権化と集権化(前掲、横山・曾田編『中国の近代化と政治的統合』所収)。